



# 鳥取県公報

平成 25 年 7 月 2 日 (火)  
第 8 5 1 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |   |
|--------|---|
| ◇ 告 示  | 貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (523) (財源確保推進課) . . . . . 2                               |
|        | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療<br>機関の指定 (524) (障がい福祉課) . . . . . 2 |
|        | 環境美化促進地区の指定の一部改正 (525) (循環型社会推進課) . . . . . 2                               |
|        | 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定 (526) (住宅政策課) . . . . . 3                          |
|        | 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (527) (〃) . . . . . 4                           |
|        | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (528) (中部総合事務所地域振興局) . . . . . 4                         |
|        | 指定居宅サービス事業者の指定 (529) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5                             |
|        | 指定介護予防サービス事業者の指定 (530) (〃) . . . . . 5                                      |
|        | 開発行為に関する工事の完了 (531) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 5                              |
| ◇ 公 告  | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 6                                   |
|        | 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) . . . . . 7                                       |
| ◇ 調達公告 | 制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 8  |
| ◇ 雑 報  | 公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (教育・学術振興課) . . . . . 12                                |

# 告 示

## 鳥取県告示第523号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

山陰債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県専修学校等奨学資金貸付金（平成10年度貸付決定番号第410-0012号及び第410-0039号、平成13年度貸付決定番号第413-0004号及び第413-0028号、平成14年度貸付決定番号第414-0005号、第414-0018号、第414-0019号、及び第414-0027号、平成15年度貸付決定番号第415-0019号、平成16年度貸付決定番号第416-0028号、平成17年度貸付決定番号第417-0007号及び第417-0016号並びに平成18年度貸付決定番号第418-0022号に係るものに限る。）

3 委託期間

平成25年6月12日から平成26年3月28日まで

## 鳥取県告示第524号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 開設者の氏名又は名称                   | 開設者の住所           | 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地  | 自立支援医療の種類 | 指定年月日     |
|------------------------------|------------------|---------------|-----------------|-----------|-----------|
| おしどり調剤薬局<br>有限会社<br>代表者 宇田 勲 | 米子市尾高1386        | すずらん薬局        | 米子市道笑町四丁目222-1  | 育成医療、更生医療 | 平成25年7月1日 |
| 高田 耕吉                        | 鳥取市東今在家<br>346-3 | 高田医院          | 鳥取市湖山町東一丁目117-3 | 精神通院医療    | 〃         |

## 鳥取県告示第525号

平成9年鳥取県告示第766号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後               |     |   | 改 正 前                       |      |   |
|---------------------|-----|---|-----------------------------|------|---|
| (1) 指定する地区          |     |   | (1) 指定する地区                  |      |   |
| 地区名                 | 市町村 | 地区の区域   | 地区名                         | 市町村  | 地区の区域   |
| 若桜町若<br>桜駅前周<br>辺地区 | 若桜町 | 1 八頭郡若桜町大字<br>若桜の一部(若桜駅前<br>広場の区域)                      | 若桜町若<br>桜駅前周<br>辺地区         | 若桜町  | 1 八頭郡若桜町大字<br>若桜の一部(若桜駅前<br>広場の区域)  |
|                     |     | 2 町道屋堂羅 1 号線<br>の次の区間<br>起点 若桜駅<br>終点 国道29号             |                             |      | 2 町道屋堂羅 1 号線<br>の次の区間<br>起点 若桜駅<br>終点 国道29号   |
|                     |     | 3 県道若桜停車場線<br>の次の区間<br>起点 若桜駅<br>終点 八頭郡若桜町<br>大字若桜393地先 |                             |      | 3 県道若桜停車場線<br>の次の区間<br>起点 若桜駅<br>終点 八頭郡若桜町<br>大字若桜393地先                                 |
|                     |     |   | 日吉津村<br>日野川・日<br>吉津海岸<br>地区 | 日吉津村 | 1 西伯郡日吉津村大<br>字日吉津の一部(日吉<br>津村海浜運動公園の<br>区域)  |
|                     |     |   |                             |      | 2 西伯郡日吉津村大<br>字富吉766-5地先<br>(日野川河川敷運動<br>公園の区域)   |
|                     |     |   |                             |      | 3 村道日野川右岸堤<br>線の次の区間<br>起点 西伯郡日吉津<br>村大字富吉766-<br>5地先<br>終点 西伯郡日吉津<br>村大字富吉1332<br>-4地先 |
|                     |     |   |                             |      | 4 日吉津村海岸管理<br>道の次の区間<br>起点 西伯郡日吉津<br>村大字日吉津<br>1866-2地先<br>終点 村道日野川右<br>岸堤線             |
| 略                   |     |   | 略                           |      |   |
| (2) 略               |     |   | (2) 略                       |      |   |

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 7 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
一般財団法人日本建築センター  
東京都千代田区神田錦町一丁目 9
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
本 部 東京都千代田区神田錦町一丁目 9  
大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目 7-15
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日  
平成25年 8 月 1 日

#### 鳥取県告示第527号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 7 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社建築構造センター
- 2 変更する事項  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加  
名 称 埼玉事務所  
所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2-3
- 3 変更年月日  
平成25年 7 月 9 日

#### 鳥取県告示第528号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年 8 月 4 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年 7 月 2 日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

- 1 申請のあった年月日  
平成25年 6 月 4 日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人50plusライフ

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

寺坂 和利

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡北栄町

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、人生のセカンドステージへの準備段階でありスタート段階である50歳代からの世代（以下「50+」（50plus、フィフティプラス）という。）に対して、自らの手で自らの考えや計画を実現する機会、新しい能力やスキルを身に着ける機会、持てる能力をもう一度使って地域社会で活躍できる機会の創設をサポートするとともに、新たな夢の実現や活力ある人生を楽しむための様々な活動を支援し、その活動を通じて活気ある地域づくりに寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第529号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称         | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日     | サービスの種類 |
|------------|---------------------|--------------|-----------|---------|
| 株式会社GRAZIE | リハビリデイサービスnagomi米子店 | 米子市目久美町42-1  | 平成25年7月1日 | 通所介護    |

**鳥取県告示第530号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称         | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日     | サービスの種類  |
|------------|---------------------|--------------|-----------|----------|
| 株式会社GRAZIE | リハビリデイサービスnagomi米子店 | 米子市目久美町42-1  | 平成25年7月1日 | 介護予防通所介護 |

**鳥取県告示第531号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年7月2日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成25年6月5日 鳥取県指令第201300040995号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市中野町字竹ノ下
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市中野町771  
丸山 和彦

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年7月2日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

## 1 講習の種別及び受講対象者

## (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

## (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

| 種別    | 区分 | 日 時                                  | 場 所                           | 受 講 対 象 者                  |
|-------|----|--------------------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 初心者講習 |    | 平成25年8月22日<br>午前10時から午後<br>3時30分まで   | 倉吉市清谷町一丁目10<br>鳥取県倉吉警察署       | 浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者    |
|       |    | 平成25年8月8日<br>午後1時30分から<br>午後4時30分まで  | 米子市上福原1266-4<br>鳥取県米子警察署      | 八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| 経験者講習 |    | 平成25年8月16日<br>午後1時30分から<br>午後4時30分まで | 鳥取市東町一丁目271<br>鳥取県警察本部1階第2会議室 | 鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者    |

## 3 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

## (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年 7 月 2 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

| 日 時   | 場 所                    | 射撃の実施方法 | 使用実包                               | 受講定員 |
|---|------------------------|---------|------------------------------------|------|
| 平成25年 8 月 4 日<br>午前 9 時から午前<br>11時20分まで     | 倉吉市葵町690-1<br>倉吉市営射撃場  | トラップ射撃  | 7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾 | 6 人  |
| 平成25年 8 月 12 日<br>午前 8 時30分から<br>午前11時30分まで | 西伯郡南部町鴨部933<br>米子国際射撃場 | 〃       | 〃                                  | 〃    |
| 平成25年 8 月 26 日<br>午前 8 時30分から<br>午前11時30分まで | 〃                      | 〃       | 〃                                  | 〃    |
| 平成25年 8 月 26 日<br>午後 1 時から午後<br>4 時まで       | 〃                      | 〃       | 〃                                  | 〃    |

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

| 日 時                         | 場 所                           | 射撃の実施方法         | 使用実包         | 受講定員 |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------------|--------------|------|
| 平成25年 8 月 20 日<br>午前10時から午後 | 岡山県岡山市北区御津伊田2291<br>御津ライフル射撃場 | 大口徑ライフル銃<br>等射撃 | 大口徑ライフル銃等に適合 | 6 人  |

- |       |  |  |      |  |
|-------|--|--|------|--|
| 3 時まで |  |  | する実包 |  |
|-------|--|--|------|--|
- 3 講習課目
- (1) 猟銃の操作
- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書
- 7 その他
- 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
- (1) 調達案件の名称
- 指定自動車教習所職員講習業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様
- 入札説明書による。
- (3) 履行期間
- 平成25年9月1日から同年11月30日まで
- (4) 履行場所
- 鳥取県内の受託者の指定する場所
- (5) 入札書の記載方法



契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 25 年 7 月 22 日（月）午後 5 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。
- (3) 平成 25 年 7 月 2 日（火）から同年 8 月 6 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。
- (5) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 3 項及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 38 条の 3 の規定により、指定自動車教習所職員講習（法第 108 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する講習をいう。以下同じ。）の実施を委託することができるものとして次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

ア 組織について、次の要件を満たす者であること。

- (ア) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする法人であること。
- (イ) 主たる事務所を鳥取県内に有していること。
- (ウ) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）とするものでないこと。
  - a 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - b 自動車等の運転に関し刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 208 条の 2 若しくは第 211 条第 2 項の罪又は法に規定する罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
  - c 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者
  - d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
  - e アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

イ 設備について、次の要件を満たす者であること。

- (ア) 教本及び視聴覚教材等（指定自動車教習所等の教習の標準等の一般的な教本のほか、都道府県の交通実態及び事故事例等に関する資料、指定教習所の管理運営の実態等に関する資料、視聴覚教材等をいう。）を必要数準備できること。
- (イ) 所要の受講者を収容できる教室等を整備し、講習の実施に必要な施設を確保できること。また、教習指導員及び技能検定員の講習施設については、自動車の運転技能の実習、模擬教習及び模擬技能検定

を行うことができるよう府令第32条に規定する基準に適合するコース及び自動車、運転シミュレーター等の器材が整備されている施設を鳥取県内に準備できること。

なお、コースについては、全ての免許の種類に係るコースを準備できること。

(ウ) 次に掲げる講習事項（府令第38条第9項第2号の表第2欄に掲げる講習事項をいう。以下同じ。）について、自動車による実習が適切に実施できるよう、大型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車等の自動車を必要数整備できること。

- a 教習指導員として必要な自動車の運転技能
- b 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- c 技能教習の教習方法
- d 自動車の運転技能に関する観察及び採点方法

ウ 講師及び責任者の配置について、次の要件を満たす者であること。

(ア) 指定自動車教習所職員講習に従事する講師として教習指導員、技能検定員及び管理者を直接に補佐する職員に係るそれぞれの講習事項に関して、専門的な知識又は技能を有する者であって、人格、経験及び教育能力について、次に掲げる講師の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものを、保有する運転免許の種類、自動車等の運転経歴、年齢、交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で、講習を行うのに必要な人数を配置することができること。

a 教習指導員の講師

(a) 講習事項のうち、教習指導員として必要な教育についての知識に関して教育学、心理学等の専門的な知識を有する有識者等であること。

(b) 次に掲げる講習事項に関して教習指導員の資格を有し、実務経験が豊富で指導力に優れた者であること。

- i 教習指導員として必要な自動車運転技能
- ii 技能教習の教習方法
- iii 学科教習の教習方法

b 技能検定員の講師

次に掲げる講習事項に関して技能試験官又は技能検定員の資格を有し、実務経験が豊富で指導力に優れた者であること。

- (a) 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- (b) 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法

c 管理者を直接に補佐する職員の講師

講習事項のうち、自動車教習所の管理に関する知識に関して、管理者又は管理監督に関する知識及び実務経験が豊富な者であること。

(イ) 委託事務に関して問題が生じた場合において、即時に対応することが可能である責任者を配置することができること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)のAの場所で平成25年7月2日(火)から同月10日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)のAの担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成25年7月12日(金)午後2時

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のAの場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年8月6日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月5日(月)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のAの場所に平成25年7月29日(月)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に平成25年7月24日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格確認結果通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。

---

# 雑 報

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成25年7月2日

公立大学法人鳥取環境大学理事長 古 澤 巖

## 1 業務の概要

### (1) 業務名 鳥取環境大学全学情報システムの更新及び保守サポート業務

### (2) 業務の内容

平成26年4月1日稼働開始の全学情報システムの更新業務及び5年間の保守サポート業務。

なお、詳細は「鳥取環境大学全学情報システムの更新及び保守サポート業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)及び「鳥取環境大学全学情報システムの更新及び保守サポート業務要求仕様書」によるものとする。

### (3) 契約期間等

契約日から平成31年3月31日まで

ただし、構築作業期限は、平成26年3月31日までとする。

### (4) 納入場所

設置機器は、次の場所に納入すること。

鳥取市若葉台北一丁目1-1

公立大学法人鳥取環境大学

## 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

### (1) 法人格を有していること。

### (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (3) 平成25年7月2日(火)から同年8月20日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成25年7月2日(火)から同年8月20日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

(6) 鳥取環境大学との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 企画提案参加申込書等の提出

(1) この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に示す企画提案参加申込書及び公募型プロポーザル参加資格確認書を7の(1)の場所に、平成25年7月2日(火)から同31日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。)の午前9時から午後5時30分までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

なお、参加希望者は、これらの書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (2) 提出方法

持参又は送付による。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同上第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同上第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)(以下「書留郵便等による方法」という。)によること。

### 4 企画提案書の提出

#### (1) 提出方法

企画提案参加申込書を提出し、参加資格の確認を受けた者は、実施要領に基づき企画提案書を紙媒体で作成し、持参又は送付により提出すること。また、企画提案書をPDFファイルの形式にした電子データも併せてCD等磁気メディアにより提供すること。

なお、送付による場合は、書留郵便等による方法によること。

#### (2) 提出期限及び提出場所

##### ア 日時

平成25年7月2日(火)から同年8月20日(火)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時30分までとし、送付による場合は、平成25年8月20日(火)の午後5時30分までに到着したものに限り受け付ける。

##### イ 提出場所

公立大学法人鳥取環境大学図書情報課  
鳥取市若葉台北一丁目1-1  
電話番号 0857-38-6730

### 5 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の提出後、実施要領に示す書類の審査に適合した企画提案者に別途通知する日に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングでは、企画提案者による提案内容の概要説明を行い、鳥取環境大学の審査委員会による企画提案書の内容確認、質問等を行う。

なお、このプレゼンテーションに参加しない者は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(2) 審査委員会の審査員は、鳥取環境大学教職員及び外部有識者等5名以上により構成する。

(3) 企画提案書の評価は、(1)の結果を踏まえ、審査委員会において実施要領の別表に定める評価基準に基づき、審査委員の合議により評価し、採点した性能点及び価格点を合計し、最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

### 6 最優秀提案者の選定方法

(1) 審査委員会の評価で5の(3)により最も高い点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

(2) 最優秀提案者以外の企画提案者についても、審査委員会で順位付けを行う。ただし、企画提案書の書類

の審査に適合しないものについては、順位付けの対象としない。

## 7 手続等

### (1) 公募型プロポーザルに関する問合せ先

〒689-1111

鳥取市若葉台北一丁目 1-1

公立大学法人鳥取環境大学図書情報課

電話番号 0857-38-6730

ファクシミリ 0857-38-6734

電子メールアドレス net@kankyo-u.ac.jp

### (2) 公募型プロポーザル実施要領等の交付

企画提案参加申込書等の提出を受け、参加資格の確認が終わった後、(1)の場所で平成25年7月2日(火)から同年8月2日(金)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時30分の間に交付する。

なお、郵送又は電子メールによる提供を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部署に電話または電子メールにて請求すること。

## 8 契約の締結

6の(1)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議により、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、6の(2)により順位付けされた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

## 9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、公立大学法人鳥取環境大学契約事務取扱規程(以下「契約規程」という。)第40条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、契約規程第41条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 10 その他

(1) 2に掲げる参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 著作権の取り扱いは、次のとおりとする。

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に関する著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取環境大学は提案者に対して、企画提案者等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。

(5) 提出された企画提案書等は、企画提案者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 審査委員及びその予定者に対し、事前に本件について働きかけを行った者については、失格とする。

(7) この公告に定めるもののほか、本件公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。